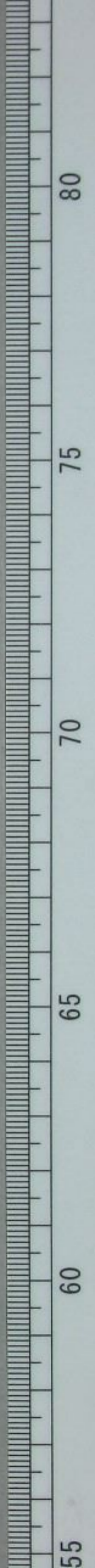


下

京之水

鳳乃卷

リ 4
4871
2 止



門リ
4871
2

京の名 鳳之巻

平安 種里 舜福 湘夕編

左京右京之記

左京右京坊城等此制度ハ 文武帝の御時平城都初備ル
 皇祖身へてり。志しれども其詳は、事知る所なり。桓武帝今此
 於以遷し、移さる。まに於て、兩京坊城乃、創法嚴重なり
 此れより已前の制、又 左京右京の廣さ東西の條、三十二町、南北の條、
 三十八町、朱雀通、今の千本通、北は朱雀門、 左京右京の間ありて、道
 幅二十八丈あり。これより東の分、以て左京なり。左京職を掌る。其
 中、小町敷百八町、保敷百五十保、坊敷三十六坊あり。委ハ末ニ 東の端ハ

門リ
257
2



京極といふ。朱雀通より西の分を右京といふ。右京職は以て掌府。其中小
町敷六百八町。保敷百五十保。坊敷二十六坊あり。左京と同く軍あり。其
ち北西の端は右京極といふ。都より西京の惣號は平安城といふ。こゝを
都と稱し。亦軍の遠近より小集りて人の都會と爲す。謂ふ人又都と
いふ訓を榮華之花洛ともあづく。○王城とは王の往之字彙曰天下
往の貌。城は盛之國都を盛受るの貌。淮南子曰。鯨魚といふ人。禹王の父
城を初り造る。都城は三重の差別あり。京城皇城宮城之京城といふ
總都をいふ。是は尋平安城之皇城ハ皇居の總構の内之諸司百寮も
悉くの内あり。所謂大内裏といふ是ハ宮城ハ皇居之皇城の中央ハ
り。雍録六典云。唐の都城三重あり。外の一重ハ京城とあづく。○京師とは衆大を
内の一重を皇城とあづく。又内の一重を宮城と號く云々。

の名義之詩經公劉篇曰。陟南岡。乃覲于京。京師之野。此公鄭箋曰。都
邑。公營之。をなすや。又いふ。朱註。京ハ高丘あり。師ハ衆也。衆ハ
居る人。董氏曰。所謂京師の號ハ高丘に起る。後世ハ遠く都を新
ていふ。京師といふ。蔡邕が獨斷云。天子都を所を京師とあづく。京
水之地下の衆をいふ。過たらば形。地上乃花をいふ人。此は京師
京ハ大形。師ハ衆なり。爾雅ハ京ハ高丘也。天子高丘に居りて遠
を復の意。師ハ衆なり。人ハ民也。高丘ハ衆を謂ふ。○九重都と稱する
事ハ周禮。匠人職に出る。匠人營國。方九里。旁三門。國中九經九緯。以
註曰。方九里ハ周の代。此都の廣ハ四方ハ三門あり。合て十二門あり。同
疏曰。十二門と通。十二支と云。國中と云。ハ皇城の宮城の事。



長安之部

右京と西京と稱する所凡十町許あり
其素小内野あり是皇城の舊地也大内北之

長安東西の條路ハ洛陽より直小西に通じて大路小路とも同號之
道幅の丈數築垣大杉溝等の間丈も共小相同ト。圖中又委々此也

ち小路凡長安の町小路古より異名少々ありち小載と

音町 長安正觀町

西土御門

長安土御門通

筑紫町 口鷹鳥司通

西近衛

口を街通

松井 口雷解由小路

西中御門

口中御門通

木蘭 口春日通

馬寮大路

口大炊御門通

經師町 口冷泉通

北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通ひの圖の廣サ十二丈とあり

若小凡く。京社南北の數百段あり十二丈おちめちち六各より凡十丈とえへる。

次の四の大池ハ土御門 近衛 中御門 大炊御門ニ廣サとあり十丈とありあり

宮城大内南大路十七丈 南大路は内裏の外郭南面朱雀門のち

二條通へ廣サ十七丈とありあり北側の堀を耳敏川とあり

次六大路各八丈 三條より以南 三條 四條 五條 六條 七條

八條 等の六の大池乃廣サ八丈とありあり

小路二十六廣各四丈 且東西の小池の數合て二十六とあり 正觀町

高麗東池 春日 冷泉 庭小路 三條坊門 堀小路 六角

四條坊門 錦小路 綾小路 五條坊門 高辻 樋口 六條坊門 楊梅

左女牛 七条坊門 北小洛 桂小洛 八条坊門 梅小洛 針小洛

九条坊門 信濃小洛 ちりりの度ナに丈つとりのみえん

⑤南極大路十二丈 是は京城東方の封境九條通を南極とりのみえん

度ナ十二丈とりのみえん △羅城外二丈 垣基半三尺 犬行七尺 是は四羅城門

の外九條大路をその間二丈ありて其中より築垣の厚さ三尺 溝廣一丈

犬行七尺 溝の度ナ一丈合て二丈は十二丈の中をそとりのみえん △路廣十丈

是は九條通十二丈の中 門外の間二丈は缺て道の度ナ十丈とりのみえん

⑥町三十八各四十丈 是は洛陽長安より北極一條より南極九條と

官の底屋とも町敷三十八あり 各四十丈 是は一町の度ナに十丈つと

りのみえん 今の方六十間を町とれん

⑦東西一千五百八丈 通計東 東西は洛陽長安の兩京あり

東京極の西兩京あり 東京極より西京極まで三十二町の町敷あり 大洛小洛の幅とも

丈敷あり 東西支系を通計とせば 左京右京に東より西へ通

計合 一とりのみえん 四十丈を六十間を町とれん 三十七町半八丈

小相當とれん

洛陽南道路之部 東より

京極 東極の東極と東極とりのみえん 今寺町御幸町の間 ⑧度十二丈西側築垣

の半三尺大洛五尺溝の度ナ四尺 東側垣の半三尺犬行七尺溝の

度ナ一丈 是は洛陽の度ナに二丈を加へん

東極の外町に至りて七百五十四丈の真敷あり

富小路 度ナ一丈東側西側とも垣ありて厚五尺は洛陽の幅ありて

東より西へ通計とせば 一とりのみえん 四十丈を六十間を町とれん 三十七町半八丈

東より西へ通計とせば 一とりのみえん 四十丈を六十間を町とれん 三十七町半八丈

万里小路 度八丈 今抑馬場よりか
高倉 度八丈 恒備る幅
東洞院 度八丈 赤糸御所と築垣りて半三丈八尺八寸と赤糸御所の度
鳥丸 度八丈 中御門より少少の幅
室町 度八丈 恒備る道幅
西洞院 度八丈 道幅又六尺
堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

東洞院 度八丈 赤糸御所と築垣りて半三丈八尺八寸と赤糸御所の度
鳥丸 度八丈 中御門より少少の幅
室町 度八丈 恒備る道幅
西洞院 度八丈 道幅又六尺
堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

鳥丸 度八丈 中御門より少少の幅
室町 度八丈 恒備る道幅
西洞院 度八丈 道幅又六尺
堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

室町 度八丈 恒備る道幅
西洞院 度八丈 道幅又六尺
堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

西洞院 度八丈 道幅又六尺
堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

堀川 度八丈 中四丈八尺幅
猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

猪隈 度八丈 恒備る幅と伸小路准と
油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

油小路 度八丈 恒備る幅と町口准と
大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

大宮 度八丈 内東外側通に御所築垣の半より障の外畔に至る三丈八尺
櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

櫛笥 度八丈 恒備る幅と猪隈准と
皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

皇嘉門通 度八丈 恒備る幅と櫛笥准と
今全生村あり

今全生村あり

朱雀 皇城南面經の大池あり北は朱雀門あり南は羅城門あり
洛陽長安の廟 今十本通より道の度サハ八丈東西兩側小築垣ありて障六尺は半分の道の板入り二尺なり大杉一丈五尺は兩側の度又尺の板合し二尺六寸は八丈の中にて引び二十三丈四尺の道幅あり

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

長安經の道 洛陽易ら度又十六の街に設く大板小路も同号あり道幅の丈板も共相同じ。圖中の委ありんがし小略凡古来より

野寺町 長安油小路を

宇多小路 町門口

惠立小路 一名餅取小路

菅蒲小路 倉

細井大路 長安西門段を

馬代 室町を

木辻 東洞院を

山小路 石里小路を

無武小路 長安富小池を

西京極 長安城の極あり 山内村西の諸子あり

⑤ 朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈 朱雀通正八丈を等分して十四丈なり。東京極外畔まで朱雀の中央より東へ十六の町。大路小池の築垣大行溝道幅を却合する丈敷ん

⑤ 朱雀大路半廣十四丈 朱雀通正八丈を等分して二丈敷ん

⑤ 次、一大路十丈 朱雀通の度なり。洛陽ハ美福門ハ當。長安自皇嘉門ハ當

⑤ 次、大略十二丈 朱雀通の度なり。内裏の東面を東大宮とし、西面を西大宮とし

⑤ 次、二大路各八丈 朱雀通の度なり。此丈敷ん

⑤ 東極大路十二丈 朱雀通の丈敷ん。一説は十丈なり。後世を改り

⑤ 小路十一各四丈 小路各加堀川 富小池 万里小池 高倉 烏丸 東西邊各二丈

室町 町尻 油小池 堀川 南市門 匣 坊塔 等十一の小路 廣四丈とりふ人。一小池堀川の造を加ふは堀川東西の川端二丈なり。今其の中よりあり。今より東堀川西堀川なり

⑤ 町十六各四十丈 朱雀通の度なり。洛陽の南東京極より朱雀通まで官家民をの位最ある町負十六町。を町の廣四丈とりふ人。今六町間を町ハ相當人

⑤ 右准此 長安と洛陽の町負道幅も此ハ准トシテ同ト半ト

⑤ 朱雀大路廣二十八丈 朱雀通の度なり。△自垣半至溝邊

各一丈八尺 垣半三尺 是町の半丈の除より垣の半トシテ二尺。此ハ海の

△東ハ亦屬する人ト此ハ准トシ

をのく書たる△溝廣各五尺朱雀通は御溝水の下流へ△兩溝間二十三丈四尺朱雀通の度サニ
十八丈の内にて兩側の垣北基犬形溝の度サと都令一丈六尺引む
大後の度サ二十三丈八尺と引む

⑤大路廣十丈壬生通の度サ△自垣半至溝邊八尺垣基三尺
大行五尺

同街兩側の垣北基犬形の尺數都令一丈六尺△溝廣各四尺

壬生通の兩溝北度サ都令八尺△兩溝間七丈六尺壬生通の垣

大形溝の丈數二丈八尺引七丈六尺引と引む

⑥宮城東西大路廣十二丈内裏東面西面の兩大宮通の度サ十二丈と引む

義へ△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺垣の半三尺六寸垵地二丈六尺五寸

隍の度八尺都令一丈八尺と引む△自傍町垣半至溝

外畔一丈二尺東大宮通の西類ハ皇城東類ハ町を△西大宮通ハ東

類ハ皇城西類ハ町を△其兩方の瓦家の北の垣溝等の丈數へ

⑦大路廣各八丈壬生通の西院東院の度サ△自垣半至溝

邊八尺垣基三尺大行五尺△兩大路の垣大形の尺數都令一丈六尺と引む

△溝廣四尺同引△兩大路の溝北度サ引△兩溝間五丈六尺

△同兩大路の度サ八丈の内垣大形溝等引む道幅一丈六尺と引む

⑧小路廣四丈洛陽長安の小路の度サ△自垣半至溝邊五尺五寸

△溝廣垣基三尺大行五尺△溝廣

三尺洛陽長安の度サ△令一丈六尺△兩溝間二丈三尺洛陽長安の

廢す尺丈の内。垣の基大行儀等五側して七丈七尺と引て道幅二丈二尺
とす。我ぬ

③宮城四面自垣半至隍邊三丈 垣基三尺五寸 塹地廣二丈六尺五寸 又一條 二條

東大宮 西大宮の皇城四面垣の基より四方の隍まで二丈とあり。塹地は
大行の廢さぬ。大内多ハ塹地よりハ塹と訓ど

④宮城南大路廣十七丈 宮垣半三尺五寸 塹地二丈六尺五寸 宮城南大路は二條通の
半にして廣十七丈の内築垣塹地合て三丈とあり。△隍廣八丈は二條大路

北類朱雀門の北隍の廢すを耳敏川とあり。△所て御後より半公事
根源ハ尺二寸

ま本 中院入道 右大臣
みか身ふみど河を後してす。すを神もすらん

△南垣半三尺大行五尺。隍廣四尺。又二條通南側の尺敷。合て七丈二尺

△隍溝間十二丈皇城の方公隍。△町の方を深く。△二條通隍の向道幅八丈敷

⑤凡町内開小徑者大路邊町二弘一丈 弘一丈 又洛中の上河社を

小徑は開く。四尺の四十丈。法裁く。道幅一丈五尺。これを二條とハ
免許は式目。△の車馬町。支替町。衣店等の所。是れ延喜式の法

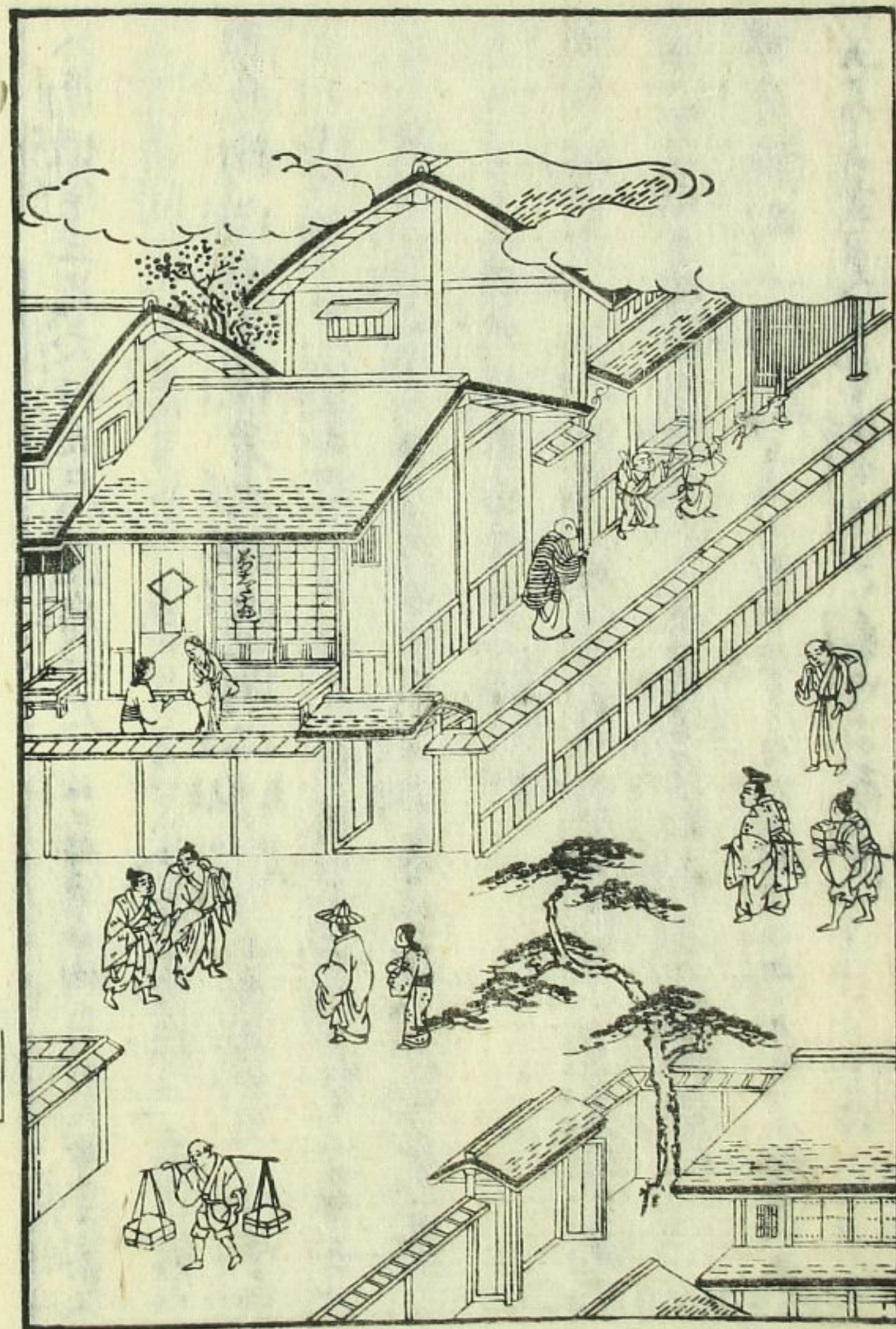
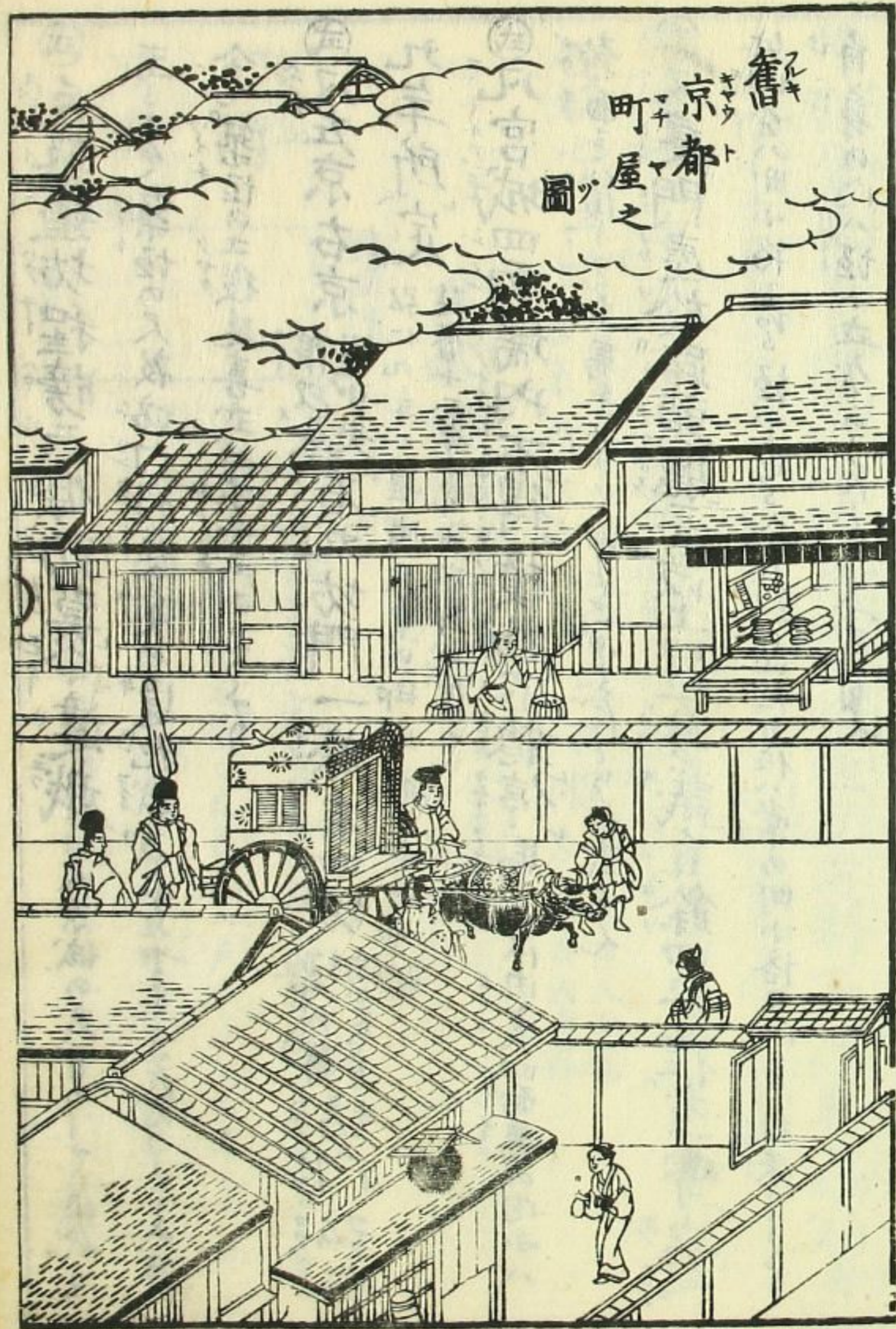
今。△の其時代。悉ある。△の四行のり

⑥市町三弘一丈 弘一丈 凡て市町十一町の間。八兩側共。築垣形。△民家計。めて狹小

形。凡一町の廣。四十丈の内。一丈の廣。すの小町三つ。△ハ免許あり

⑦自餘町一廣一丈 廣一丈 又市町。除く。自餘の町。小町を。△ハ一丈

五尺。△の式見。△ハ法令。△ハ悉ある。△ハ



①凡築垣坊程榜示條防莫令違越凡京城の式目にして後代に
至るまで築垣の尺教坊門の程の定め違犯執及たすべし
今人築垣の工役延喜式此本式亦見たり

②凡左京右京限以中央有九坊門一條有四坊坊門の解坊門弘仁
九年所定 弘仁九年八月嵯峨天皇の御宇なり平安兩朝

③凡宮城四面牆內不得積物不聽停馬凡肉裏四面牆の内ハ
雜物を積るゝ又ハ馬を敷く事とせざんべし式目見

④又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之
此門至八町小洛の坊不建之 自餘の四位五位ハ常の町小洛の門より往來し
自身の門ハ垣不立をせしむる式目見

⑤諸舍屋簷檣出路頭并他人領地方者科不應輕重可祈并
凡洛中舍屋の法令なり

⑥東西二京千二百十六町旧記ハ異説多し
圖面の負持ハヤサシ

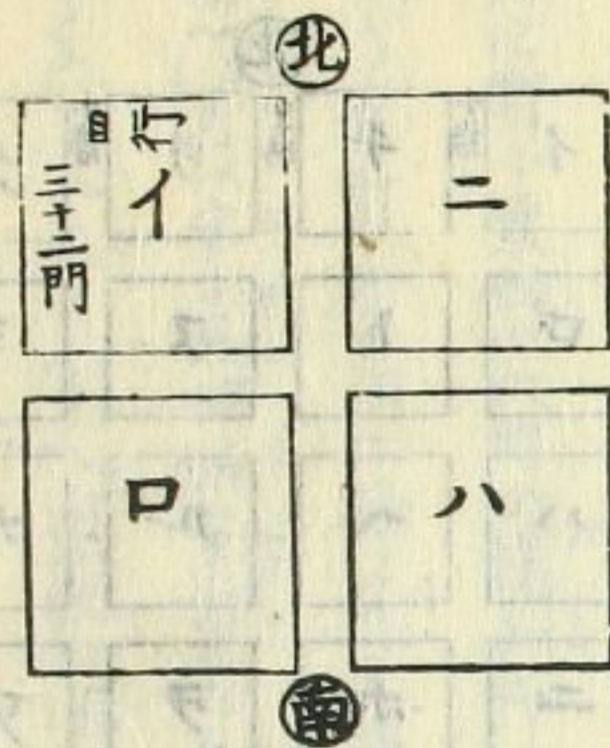
△坊七十二坊左京三十六坊 右京三十六坊
△保三百保左京百八十保 右京百八十保

京城坊保之圖解坊保の様ハ民家
一戸より起ル

一門一門の六間口五丈奥約十丈と定るは令より
縦横の町ハ拘らる民家一戸のくみ今俗ハ
一坊役者ハ不當
左京ハ皇城の方西北より
右京ハ東北よりかおるん

之門圖

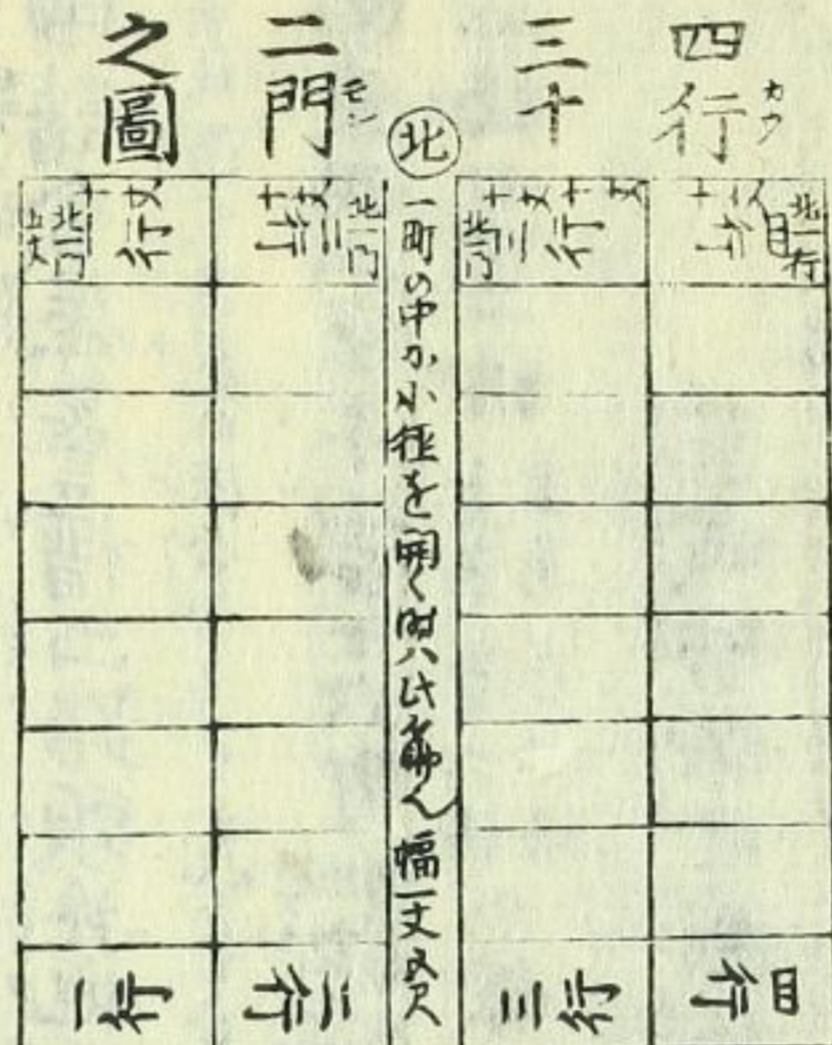
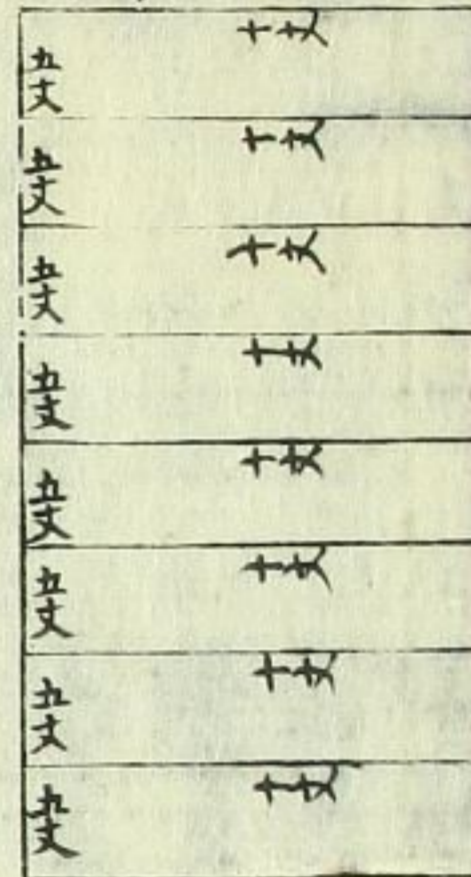
一保ノ圖



四行の體ハ後世亦至くも諦合アハル。横通ヨコトウ西ニシ平安塚ヘイアンツカ開關カイクワンの條
 小川コガハの體ハ後世亦至くも諦合アハル。縦通タテトウ北キタ上ウヘ古コの教陪ケウバイヤヤ今イマ在ア存ゾン
 小川コガハ 醒井サメイ 岩上イハカミ 新町ニウマチ 衣棚イナダ 釜之座カマノイ
 是四行の間ハ一ヒト小洛コラク 護モリ式シキ丈ヤスの證アト入イ

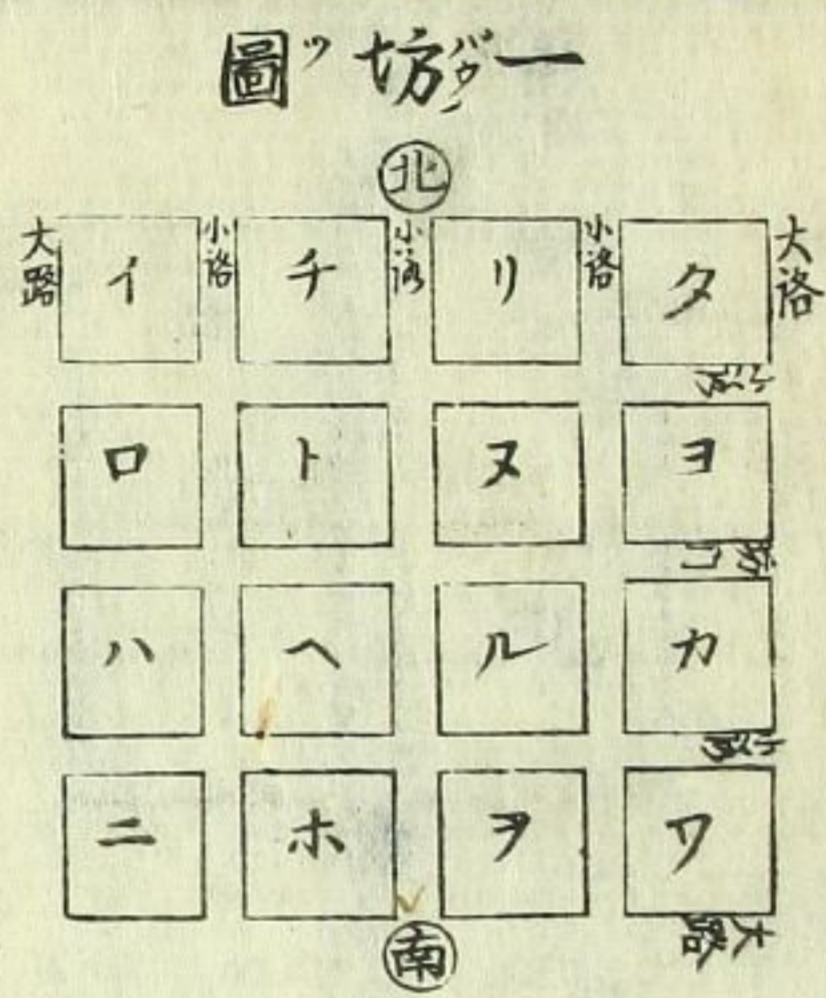
一保ヒトノボと云ふハ一保ヒトノボの四行ヨウカウ北圖キタヅを四目ヨノメ結ムスの如ノク
 四合ヨシクて三町サンチヨウ四方シヨウへたゞは二條ニジョウの北側キタガハより
 姉小池シメグチを越コえて二條坊門ニジョウバウカドの南側ミナミガハまで
 室町ムロマチの東側ヒガシガハより烏丸カラスマを越コえて東洞院トウドウイン
 の西側ニシガハまで四町ヨウチヨウ一保ヒトノボと號ナす。此コノも
 唐カラの代タテに制セ之レ左系サケイハ北キタより西ニシへ右系ミナミケイハ
 東北トウノノより西ニシへ

一行八門之圖

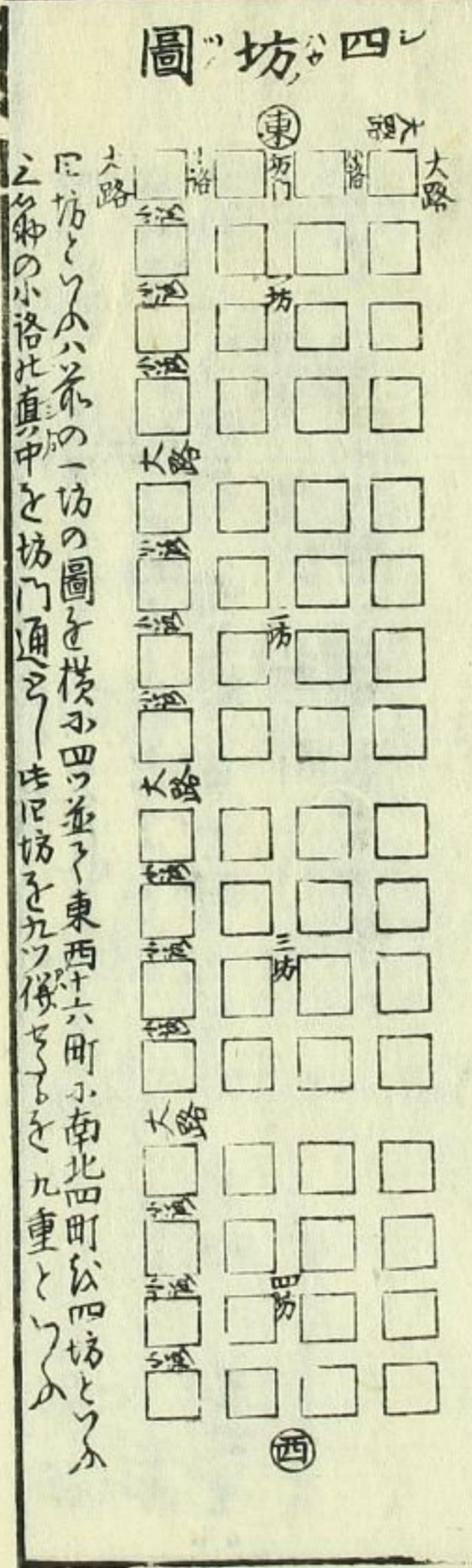


横通ヨコトウを町の長さ四丈ヨシヤウに四ツ方ヨシヨウに截キて
 十丈ジュウヤウハ一ヒト行カウと云ふ。縦通タテトウを町の長さ
 四十丈シヨウヤウと云ふ。截キて八門ハツカドと八門ハツカド
 といふ。今の町イマノチヨウを行カウ側の積ツキへ左系サケイ電デン
 へ右系ミナミケイハ東ヒガシより西ニシへ

此圖コノヅハ一町ヒトチヨウの中間ウチノマダを四丈ヨシヤウ四方ヨシヨウに
 前の圖マエノヅ北キタ縦通タテトウ四十丈シヨウヤウと云ふ截キて
 八門ハツカドと云ふ。横通ヨコトウ四十丈シヨウヤウと云ふ
 截キて四行ヨウカウと云ふ。此コノ四行ヨウカウハ八門ハツカドを配イ
 せしむ。三十二門サンジニカドと云ふ。田タテ地チの何ナニ及ツ幾キ
 駄ダもよめたる。左系サケイハ内裏ウチウラの方カタ北キタ
 より東ヒガシへ右系ミナミケイハ北キタより西ニシへ



一坊とつゝの保の圖は又四目結の
 縦横とも外側を大洛として中を小路
 二重のわくを之の中を中坊と通す
 一坊二坊三坊四坊あり左系八あり
 始を右系八あり始



一係 桃花坊 一系より上御門まで
 大宮より東系極と六保十四町
 北系と號を 侍中群要曰一系は

大宮と一坊 大宮より一坊
 一坊より一坊 大宮より一坊
 一坊より一坊 大宮より一坊

銅駝坊 一坊より一通の條の名と
 南北に町を東西十六町の場
 通より寺町との間二條より三條

○坊門 長安 門は字彙曰坊は邑里の名
 用しと家並の事なり内裏の間ハ一係坊門と
 洛陽都門 長安 門は字彙曰坊は邑里の名
 用しと家並の事なり内裏の間ハ一係坊門と

圖中名の遠近一條多し属をば奉て既註を加ふ

世尊寺

一條の北大宮の御所。原ハ貞純親王の家
攝政伊尹公傳領

桃園

世尊寺の南。保光卿の家
行成卿傳領

一條院

一條の南大宮の東二町。謙徳公の家。又信任有入道
爲光卿の家

東北院

一條の南。藤原の東
上東門院御所
西北院 一條の南。藤原の東
同御所

染殿

正親町南。系孫の御所
忠仁公の家

清和院

正親町南。系孫の御所
清和帝母后御所

北邊亭

土御門北。西洞院の御所。左大臣源信公の家。三代實録曰。左大臣、嵯峨帝の皇子源氏の御所。一帯あり。率性強雅。風尚。御所あり。其好く書傳を讀。兼て草隸を嘉。又圖画。御所あり。丹青の妙。以浮て。殊の馬形。其真を寫。とて。文徳帝の外。叔。以て又後撰集の作者あり

棗殿

土御門の南。東洞院の西二町
拾芥抄曰。左大臣の家。諱。赤考

高倉殿

土御門の南。高倉の西。昭宣公の家
又左大臣仲平公の家

鷹司殿

鷹司の北。二町。万里小路の東
從一位倫子の家

土御門内裏

土御門の南。鳥丸の御所。天子時々。此地あり。御所を御遊。是。准む。里内裏とて。大田裏。或改の後。遊宮。あり。とて。公。非。多く。大内裏の時代。也

京極殿

土御門の南。二町。系孫の御所。上東門院の御所。後一條。後朱雀。後冷泉。三代の御所。也。隱。誕。ま。り。又。皇。后。四。人。を。以。て。誕。生。し。り。又。昭。宣。公。の。家。

枇杷殿

近衛の南。東洞院の御所。師尹公の家。一説。山吹殿。とて。信。和。帝。の。御。所。也。又。貞。信。公。傳。領。

小一條

近衛の南。東洞院の御所。本。東。一。條。と。号。す。式。部。貞。保。親。王。の。家。

華山院

近衛の南。東洞院の御所。本。東。一。條。と。号。す。式。部。貞。保。親。王。の。家。

菅原院

近衛の南。東洞院の御所。本。東。一。條。と。号。す。式。部。貞。保。親。王。の。家。

本院

滋野井

二條 銅駝坊

三坊

櫻町

高陽院

石井

内記井

近院

神傳不鮮しと云其後には 所々あり 一 遍上人六条再興
して六条の道場と云天正年中末孫不修し今錦天神と称す
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家 訴訟制ふる川と勅歌の
時氏家小龍窟と云云

中御門の北西洞院の西
滋野井貞主卿の家

中御門より南へ二條通まで皇城の二坊 大宮より
中御門の内諸寮町に坊と号す

西洞院より 東洞院より 凡て六十四町に銅駝坊と号す
東洞院より 東極まで

中御門の南万里小路の東櫻樹多し 中納言成範卿居住
原ハ歌仙貫之の家と号す

中御門の南堀川の東南北二町 桓武帝の皇子
賀陽親王の家

中御門の東東洞院の西
重信公の家

中御門の東東洞院の東院之井と号す
悪所入と云云

春日の北馬丸の東 松殿と号す
左大臣能右公の家 松殿八甲の方四分一と云云

小松殿

大炊内裏

冷泉院

小野宮

二條院

町尻殿

陽成院

法興院

数冬殿

二條内裏

大炊御門の北町口の東
光孝天皇 降誕所と号す

大炊御門の北東洞院の東
里内裏の半見上

大炊御門の南堀川の西方二町 嵯峨帝より累代後院まで弘仁と号す
初ハ冷然と書し大炊御門より泉と改む天曆御記に見へし

大炊御門の南鳥丸の西 惟喬親王の家 定頼公をへし其後又
貞慎公傳領とす

二條の北堀川の東
天曆御上の母后の御領

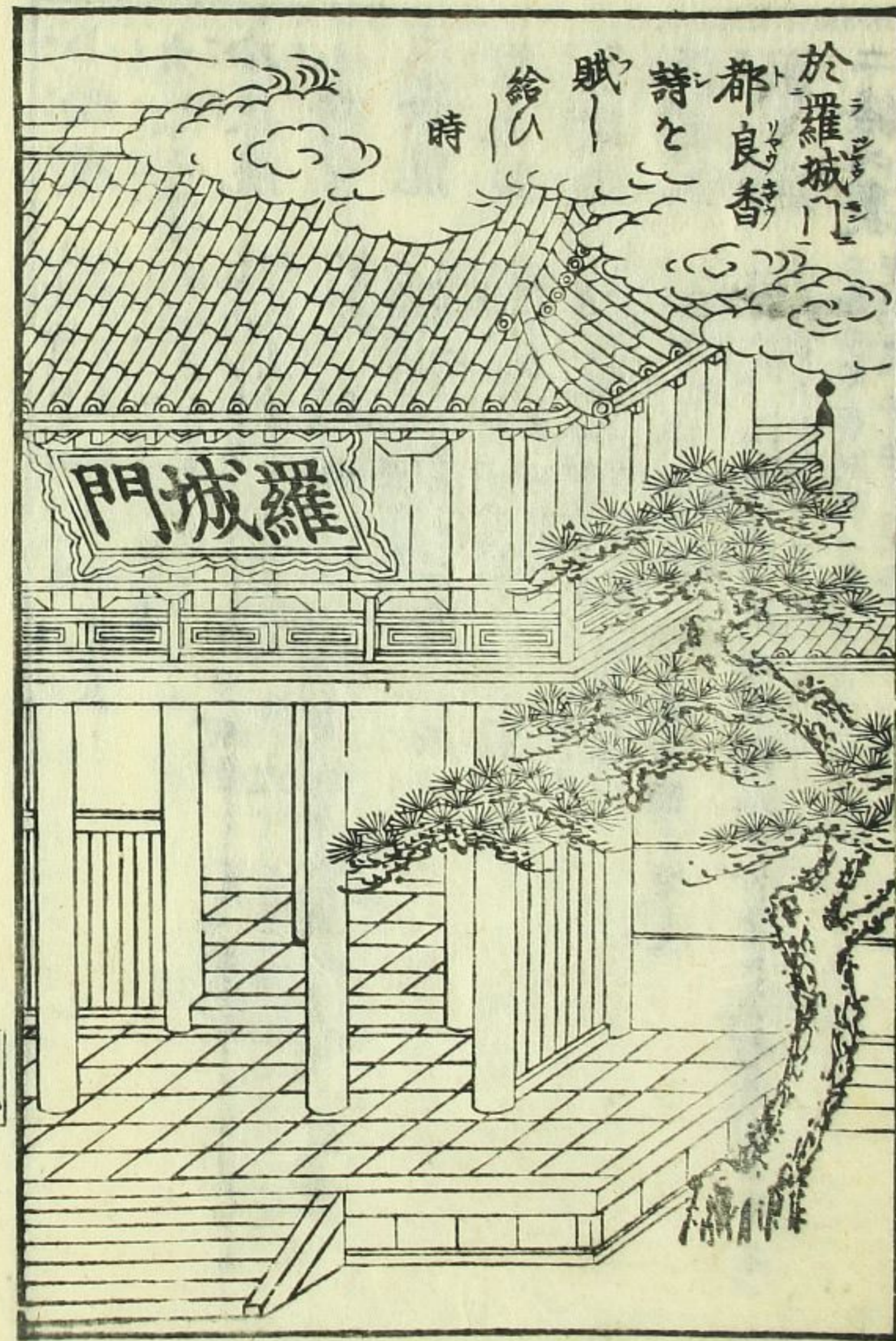
二條の北町口の東
園白道兼公の家

冷泉の北西洞院の西
陽成院の南院院所

二條の北京極の東 初ハ東二條と号す
二條園白 傳領

二條の北鳥丸の東二町 俊賢卿 師尹公等の家 御堂園白傳領
と号す大ニ條と号す

二條の南東洞院の東
里内裏の半見上



二條殿

二條の南 東山院の南。入道大相國道長公よりを言ひ
二條園白傳領

堀川院

二條の南 二町堀川の東。昭宣公の家
忠義公傳領
二條の南 堀川院の南。冬嗣公の家
金剛水石を言ひしと云々 公季公傳領

鴨院

二條の南 室町の南 南北二町。堀川院の南 隆談所といふ
或曰院の非は隆井之井所を言ひしと云々 隆井之井所を言ひしと云々

三條

陽教業坊。一坊 二條の南 堀川院の南 隆談所といふ
中二条坊門あり

二坊

大宮より 三坊 堀川院の南 隆談所といふ
東山院の南 隆談所といふ

○張

一説に疏財坊 二條の南 堀川院の南 隆談所といふ
一坊より二坊との町負みか 隆談所といふ

東三條

二條の南 堀川院の南 隆談所といふ
又忠仁公。貞仁公。大入道殿傳領 長久四年四月廿日焼亡

梅園

三條の南。名極の東
朝經卿の家

西三條内裏

長安三條の北 朱雀の南。百花亭と云々。生地良相大臣の四辻といふ
里内裏の南 見上

押小路殿

押小路の南 室町の東 善光院殿下の家
又二條殿といふ

竹三條

押小路の南 東山院の東
二條の南 堀川院の南 隆談所といふ

大西殿

二條坊門の北 万里小路の南
二條右大臣定成公の家

中西殿

二條坊門の北 富小路の南
同卿の家

山井殿

二條坊門の北 名極の南 永頼之位の家 又信家卿
通頼卿傳領 悪所といふ

欽松殿

姉小路の北 堀川の東
橋邊勢の家

高松殿

姉小路の北 西洞院の東 高明親王の家 天子時々幸り
高松内裏といふ

御倉町

三條の北 鳥丸の東 生地内裏の別宮あり 所云
七條院御所といふ

三條院

三條の北 大宮の東
廉義公の家

三條内裏

三條の北 東洞院の西より東三條といふ 一所同街町口の東より西三條といふ
号に何れも 天子の別宮へ東三條より千金松埋むと云々 原八濟家宅

御子左

長家卿傳領

四條陽永昌坊

二坊 大宮と中中に多坊あり 二坊 大宮と

三坊

東東に多坊あり 凡て六十四町に永昌坊あり

長永安寧坊

町敷洛陽

鬼殿

悪所なり云々 右佐々宅又朝成ヶ跡あり

南院

是忠親王の家

四條宮

四條の北 大納言公任卿の家

五條陽宣風坊

二坊 大宮と中中に多坊あり

三坊

東東に多坊あり 凡て六十四町に宣風坊あり

長宣義坊

町敷洛陽

紅梅殿

五條坊門の北町尻の北野御子の家なり

天神御所

高辻の北西門の西菅神降誕所

東五條

五條の南東門院の家

五條院

五條の北大宮の東二町 后宮の後院 天子降る所なり

六條陽淳風坊

二坊 大宮と中中に多坊あり

三坊

東東に多坊あり 凡て六十四町に淳風坊と号れ

長光徳坊

町敷洛陽

千種殿

六条坊門の南西門院の家 中務宮

池亭

六条坊門の南町尻東隅 保衛の宅なり

河原院

六条坊門の南萬里小洛の東八町云々 嵯峨帝第三之皇子 藤原左大臣の家

北院

揚梅の北鳥丸の西。小六條院御領
故小六條院と号す

釣殿院

六条の北東洞院の東。光孝天皇御所。淳子内親王の附屬と
六条院と号す

中院

六条の北鳥丸の西。淳和帝の御所
其後信家卿の賜ふ

桂宮

六條の北西洞院の西
門を桂樹ありは故あり

中六條殿

六条の北東洞院の西。寛平法皇御所
其亭前か池あり龍相通と云

南院

六条の北。室町の東
小一条院の御領

六條院

六条の北。室町の東。祭主三位輔親卿の邸。此中六天橋の風景
後之故あり後主橋と地名を稱す。日記に連理樹ありと云云。東本願寺
六條坊門の南二町東洞院の東。里内裏と
中頃萬壽禪寺とあり

六條内裏

七條坊門の南猪熊の東はる小市領十一町あり。毎日都鄙集會と
貨物を交易しと市をあり。西本願寺の地と

東市屋

七條坊門の南猪熊の東はる小市領十一町あり。毎日都鄙集會と
貨物を交易しと市をあり。西本願寺の地と

七條

陽安寧坊。一坊。六條より七條と四町朱雀通あり。二坊。大宮より
大宮と中七條坊門あり

三坊

東洞院より。二坊。東洞院より。凡て六十四町を安寧坊と云ふ

長

安。長。疏。財。坊。准。と

亭子院

七条坊門の北より南へ二町。西洞院の西二町
寛平法皇御所。原東七條后温子の家

八條

陽崇仁坊。一坊。七条より南へ八条と四町朱雀通あり。二坊。大宮より
大宮と中八条坊門あり

三坊

東洞院より。二坊。東洞院より。凡て六十四町を崇仁坊と云ふ

長

安。延。嘉。坊。町。負。洛。陽。と

六宮

八條の北朱雀の東。六孫王經基公の家
大通寺

弘誓院

八条の南東洞院の東
大綱言教家の宅

九條

陽陶他坊。一坊。八條より南へ九條と西町朱雀通あり。二坊。大宮より
大宮と中九條坊門あり

三坊

東洞院より。二坊。東洞院より。凡て六十四町を陶他坊と云ふ

三坊

東洞院より。二坊。東洞院より。凡て六十四町を陶他坊と云ふ

○長開建坊町及洛陽

九條殿

九條坊門の南町尻の東
右大臣師輔公の家
今旧跡不春日祠あり

城興寺

九條の北 烏丸の西
太政大臣信長公の家
今旧跡不觀音堂あり

施藥院

九條の北 町尻の東
今施藥院あり

是より己下長安の分

宇多院

土御門の北 木辻の東
寛平法皇御所

栖霞寺

押小路の南東洞院の東
融大臣の別荘
栖霞寺領

西三條

三條の北 朱雀の西
良相公の家
一名石夜公とおつり

西院

四條の北 西大宮の東
橋皇太后宮御所
今西院あり

西宮

四條の北 朱雀の西
高明親王の御所
今輕子森あり

朱雀院

三條の南朱雀通の西八町
朱雀帝の仙院
保氏紅葉賀は朱雀院の西の西あり

小野殿

二條の北 大宮の西
小野皇の家

小泉廐

長安の中 三十町計あり
小泉領あり

花園

九條の北 朱雀の西
四町

西市屋

大宮の東西 佐女牛の南
凡て十二町あり
東市屋あり

左獄

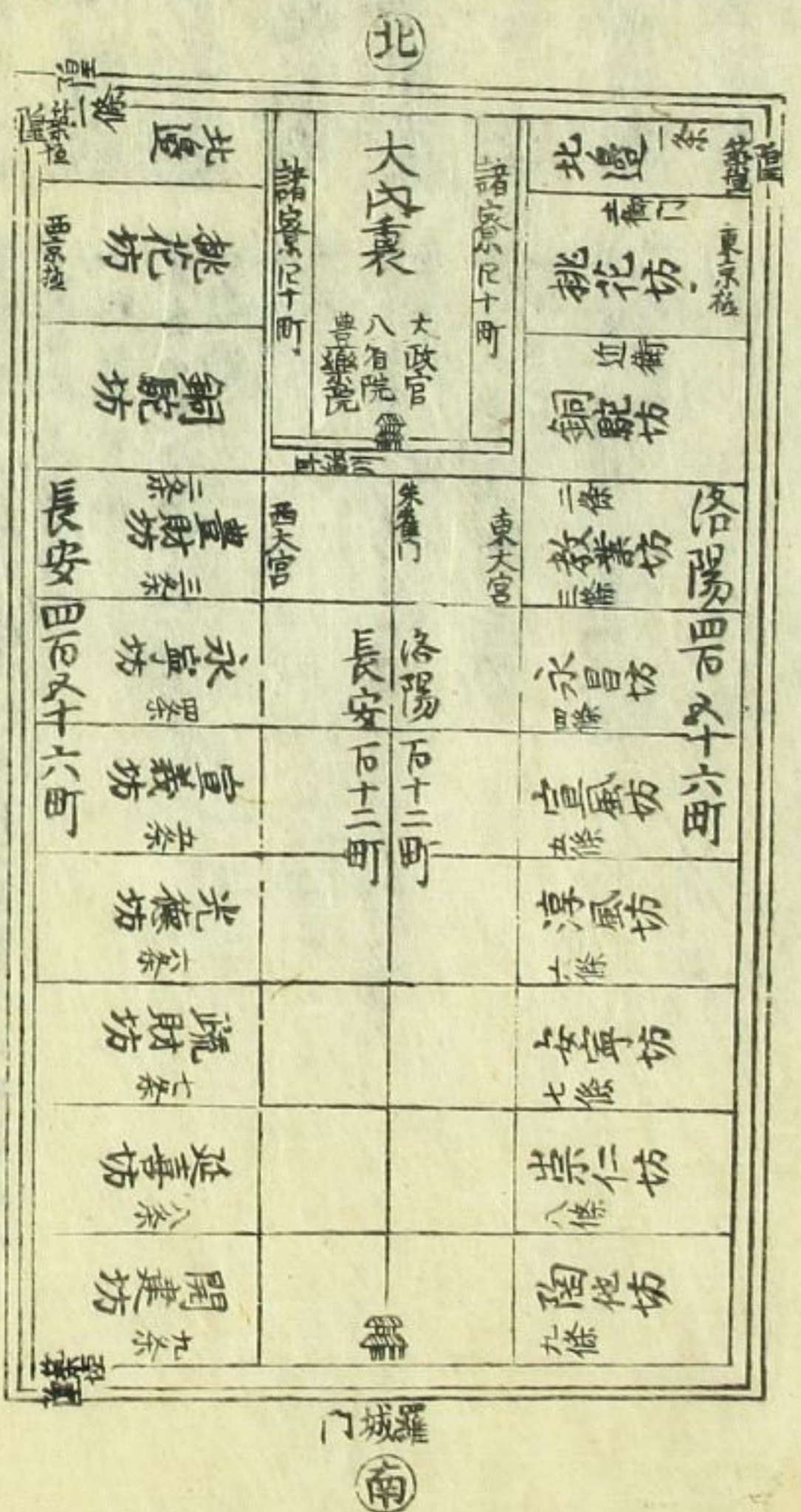
洛陽の近衛通 西洞院
押の隅あり

右獄

長安ハ堀川中御門の北
一町あり

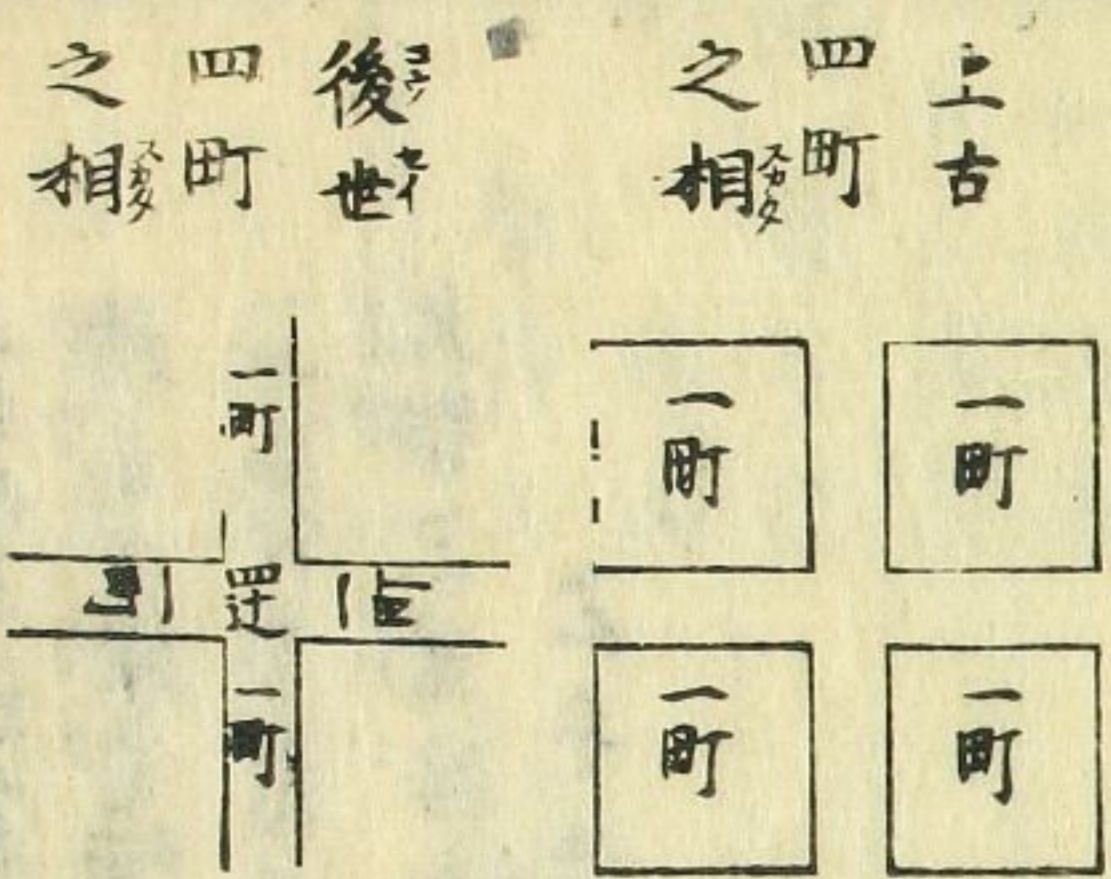
長安圖

九重圖



下正

古今町之制及違喪



上古の町は式丈の如く四十丈ありて
 丈敷田地の法を以て町敷を算する
 今のを町とすは古より古く地理の相
 かりし人々相向ひ不あはるる大洛
 小洛の辻より辻までを町とすは是
 道法を町とすは是の如く圖に
 示す

上古兩京の町負一千二百十六町は今の世に道法を所し
 積年又縦通南北の四行を左右に捌く二行づのありては
 一小洛公明とたる族もよれむ往古の町に教今の世に
 大樂之増陪ありしかる

二千五百六十八町計の相當に

京北の風しき 大尾

下北の町

向松堂藏放書目

京都寺町三條下ル町
 書林 めいぎ屋宗八

陶淵明詩集	四冊	五 雜 俎	八冊
林和靖詩集	二冊	活 幼 心 法	一冊
宋真山民詩集	一冊	漢 篆 千 字 文	四冊
歐 蘇 手 簡	二冊	和 漢 胡 詠 集	二冊
同 續 編	二冊	同 真 州 頭 書	二冊
艸 廬 詩 集	自初編 至七編	は胡詠集ハ尊圓法親王のまゝのものを りつゝ本文とて頭を楷書とてまゝに 本文とてありしを頭とて曉の胡文とて 待歌の作者とてありしを頭とてまゝに 待歌の作者とてありしを頭とてまゝに	
文 体 明 辨 碎 抄	二冊	庭 訓 往 來 抄	二冊
心 學 典 論	大典禪師著 二冊	庭 訓 往 來 抄	二冊
小 雲 棲 稿	大典禪師著 六冊	宅 相 三 才 精 義	西園玉全作 三冊
同 手 簡	自初編 至三編	地 理 風 水 祕 錄	同 作 三冊

日本詩礎 <small>小本</small>	一冊	韻礎數多ありてその句拙古きを世人の耳に くす所なくは書日本名家の韻礎なりといふ 日本の名勝なりといふ神社佛閣の雅名ふり侍 句いふまに初心の便となく唐土の韻礎より後
龍詩類選 <small>小本</small>	一冊	
古文前集餘師	四冊	
同 後集餘師	四冊	
古文後集 <small>中本 行カテ附</small>	二冊	此書ハ平俊名とあり詩文の趣意とあり 解テ一頭書小吉別とつけ初学の便とす
五経白文	六冊	
同 小本	六冊	
絹布裁要	一冊	
油中裁本 <small>折本</small>	折本	
家相紐鏡 <small>同作 折本</small>	折本	
茅窓漫録	二冊	
閑田文艸	五冊	
同 詠艸	三冊	
同 さぶく	一冊	
神代清地傳	五冊	
教訓日用學則	三冊	此書ハ向人カ利カシクありて五倫の事とありて 孝悌忠信とありてしるべきこととありて 孝悌忠信とありてしるべきこととありて
五穀會盡藏	二冊	五穀ハ米のこもきねんりてありて のんりともありてしるべきこととありて
聖德太子実録	二冊	
十 四 經 <small>行カテ附</small>	一冊	

裁縫獨秘 <small>古</small>	一冊	横本	裁縫ハ絹布のしるしをいふことなり くありて下をいふことなり
法國中中以事	一冊		
大日本年中以事大全	六冊		此書ハ大日本年中の事なり くありてしるべきこととありて
古事記	二冊		
皇陽六宗道傳記	三冊		
京 好 みの 註附	二冊		京佳古の宮とありてしるべきこととありて 史記とありてしるべきこととありて
都名所往來	一冊		
女都名所往來	一冊		
料理献立帳	一冊		
魚類 早見献立帳	一冊		
新 氏 常 儀	一冊		
見 通 占	一冊		
勝又千子文	一冊		
孝子綱目紀	一冊		
高 賣 け 本	一冊		
文化大雜書 <small>三冊</small>	一冊		

